

TAKAHAMASHI

SHOKOKAI

【高浜市商工会報】

KOKAI
NEWS

vol.247



発行 / 高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町 4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP: <https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail: takahama@aichiskr.or.jp

2021. 4. 12

高浜市商工会会員数 = 968事業所 (令和3年3月19日現在)



会員募集中！！

お知り合いで未加入の方がいらしたらぜひご紹介ください。

新会員紹介

加入日付順 ※令和3年3月19日現在

事業所名	代表者名	業種
(株)ジョブスマイルサービス	酒井 祐香子	障害福祉サービス事業
(株)JSSジャパン	神谷 雅彦	経営コンサルタント業 運送業
(株)みどり	神谷 直人	建築業
HuReA	森 賢司	人事コンサルタント
(株)清秀美装	吉田 和幸	内装工事業

所得税、消費税の申告・納付期限を延長します

○ 申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

○ 振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

○商工会は税務、経理を的確にサポートします。

持続化給付金、融資相談等で売上帳など財務諸表の提出を求められる機会が増えております。商工会では個人事業者に代わって、財務諸表や決算書をコンピューターで作成し、データーをもとに経営改善の提案、節税対策のアドバイス、確定申告のお手伝いをします。

手数料等につきましては商工会までお問い合わせください。

○記帳継続指導

毎月1回、商工会に手書きの帳簿類、または自主会計ソフトを持参していただき、税理士会から推薦された税理士が記帳の仕方から決算まで丁寧に指導します。(指導期間：原則1年)

○記帳機械化指導(パソコン会計)

1ヶ月分の取引の記録(出納帳、振替帳など)を持参していただき、その伝票を確認し、商工会にてパソコン会計処理をします。(指導期間：お申し出がない限り毎年継続になります)

※費用等詳細に関しては高浜市商工会(0566-53-1827)までお問い合わせください。

商工会員向け配布物・広告印刷物同封サービスについて

商工会では、配布物・広告印刷物同封サービスを行っています。会員事業所での広告印刷物等を商工会員向け配布物に同封して発送し、当会会員約1,000社へ送付いたします。

配付時期…毎月初旬(配布日等につきましては、別添チラシでご確認ください。)

印刷物について

- ・印刷物には、「高浜市商工会 会員事業所」であることを明記してください。
- ・承認後、配付部数(お問い合わせください。)を持ち込みください。
- ・同封印刷物は、A4判以下の印刷物とさせていただきます。



※なお、印刷物の内容に関する責任は、すべて同封サービス利用者への帰属となります。

また高浜市商工会の判断でお断りする場合、その理由を明示する義務は負いません。

情報の詳細や取引に関しては、取引当事者間で直接に連絡・交渉するものとし、トラブル等が生じた場合、当商工会は一切の責任を負いません。

お問い合わせは、高浜市商工会(電話 0566(53)1827)担当 上田まで

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの?

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又は
ホームページからご確認ください。

小規模共済 検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です
小規模企業共済

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口・電子申請相談窓口 開設中